

「24年産稲の作付に関する方針」について

平成24年2月28日

農 林 水 産 省

農林水産省は、昨年12月27日に公表した「24年産稲の作付に関する考え方」に基づき、年明け以降、①高濃度の放射性セシウムが検出された米の発生の拡がりや程度、②作付制限を行った場合の賠償や水田を荒らさないための保全活動、③稲の作付を再開できるようにするための除染・試験栽培等について、関係する市町村との意見交換を行ってきました。

この結果を踏まえ、今般、「24年産稲の作付に関する方針」を以下のとおり定めました。関係する県及び市町村等においては、この方針に沿って、地域毎に取扱いを速やかに決めて下さい。

なお、24年産米の放射性物質調査の考え方等につきましては、別途、後日、お示しします。

I 23年産稲の作付のあった地域

23年産米の調査において検出された地域毎の放射性セシウムの数値に応じて、作付の方針は以下のとおりとします。

1 500 Bq/kgを超過した数値が検出された地域（別表1）

作付した場合、食品衛生法上の新基準値を超える米が生産される蓋然性が高いことから、旧市町村を単位として政府が作付制限を行う一方で、来年以降の作付の再開に向けた地域の一体的な取組を推進することとし、こうした取組に対して、国及び県は別紙1の支援を行うこととします。

その際、作付制限を行う地域の範囲について、23年産米の調査結果からみて、旧市町村より範囲の小さい「字」等の行政区分で明確に区分できる場合には、それを作付制限の範囲とすることができることとします（その場合、旧市町村の範囲のうち、作付制限の範囲とならない区域の取扱いは、23年産米の調査において検出された放射性セシウムの数値に応じて、下記2又は3の取扱いによることとします）。

2 100 Bq/kg超から500 Bq/kg以下の数値が検出された地域（別表2・別表3）

作付した場合、新基準値を超える米が生産される可能性が否定できないことから、

- ① 旧市町村を単位として、政府が作付制限を行うことを基本とします（その際、作付制限を行う地域の範囲及び作付制限区域に対する支援については、上記1の取扱いと同様とします。）が、
- ② 検出された放射性セシウム濃度やその地理的分布の状況が一様でないことも考慮して、関係する県と市町村が作成する地域の米の管理計画により、作付面や調査面での取組体制の整備等を行い、新基準値を超過する米が流通しないことを担保できることを前提条件として、作付を行うことを認める道を開くこととします。その際の作付面等の取組内容は別紙2の1、手順は別紙2の2に定めるところによるものとします。

なお、23年産米の調査結果で、100 Bq/kgを超過した米の発生が一部の農家に限定され、面的な拡がりが見られない別表3の地域については、関係する県及び市町村が、別紙3の1に定める取組を行うことにより、当該農家の生産を適切に管理できる場合は、②の取扱いによらず作付を行うことができることとします。その際の手順は、別紙3の2に定めるところによるものとします。

3 上記1及び2以外の地域

政府による作付制限を行いません。この場合、生産された米について一定の調査を行い、この調査の結果、新基準値を超えないことを確認した上で出荷することとします。

Ⅱ 23年稲の作付のなかった地域

1 警戒区域、計画的避難区域

23年産に引き続き、政府が作付制限を行うこととします。

2 旧緊急時避難準備区域

23年産稲の作付や米の調査が行われていない中で、作付制限が必要であるとの判断ができないことに加え、各市町村は除染等を優先して24年産の作付の自粛を行う意向であることを踏まえ、政府による作付制限は行わないこととします。ただし、米の安全を確実に担保するため、上記Ⅰの2の②の取扱いと同様とします。